

家庭ごみの分け方・出し方

◎ごみは分別して指定袋に入れ、収集日の午前8時30分までにごみ収集場所に出してください。

記号の見方
 日時
 場所
 内容
 対象
 定員
 費
 参加費
 申し込み
 締め切り
 持ち物
 問い合わせ
 FAX
 444-0815

ごみ収集場所に出せるもの	可燃ごみ	もやせるごみ (乳白色)	月曜日 水曜日 金曜日	●台所の生ごみ●紙くず類 (汚れた紙・ティッシュペーパーなど) ●繊維類 (衣類・タオル・その他布類) ●ゴム・革製品 (かばん・くつ・サンダルなど) ●ビニール類●プラスチック製容器包装のうち汚れが取れないもの●落ち葉や刈草 ●剪定した庭木や枝は乾かし、長さ50cm・直径30cm程度に束ねてひもでしばって出してください。 ※1回に出せる量は5束程度です。量が多い場合は、何回かに分けて出すか、クリーンセンターへ直接搬入してください。 ※10cm以上の庭木や角材は、長さ50cm以内にしてクリーンセンターへ直接搬入してください。
		剪定した庭木や枝		
	資源ごみ	カン (緑色)	第1・3・5火曜日	●スチール缶・アルミ缶●缶詰・菓子・粉ミルク・ペットフードなどの缶 ※中身が入ったまま出さないでください。 ●使い切ったスプレー缶など ※使い切ったスプレー缶などは、必ず穴をあけて出してください。 ※穴あけは、風通しが良く、火の気のない場所で行ってください。
		ビン (黄色)	第4火曜日	●ジュース・酒・調味料などのビン ※中身が入ったまま出さないでください。 ※ビンのフタは、その材質により分別してください。
		プラスチック製容器包装 (透明)	第1・3・4木曜日	●プラマーク表示のあるプラスチック製の容器・包装 (レジ袋・菓子やパンなどの袋・カップ麺やプリンなどの容器・ソースやシャンプーなどのボトル容器・ビンやペットボトルなどのふた・発泡スチロール・野菜や果物のアミ袋など) ※どうしても汚れが取れないものは、もやせるごみに出してください。
		ペットボトル (みず色)	第2・4土曜日	●PETマーク表示のあるペットボトル ※水ですすいでから、つぶして出してください。 ※ラベルとキャップは、プラスチック製容器包装で出してください。
		古紙	A地区 第1・3火曜日 B地区 第1・3土曜日 C地区 第2・4火曜日 D地区 第2・4土曜日	●新聞・チラシ●ダンボール●紙パック●雑誌類 (雑誌・週刊誌・単行本・パンフレット・カタログ類) ●雑がみ (包装紙・菓子・たばこなどの紙箱・紙袋・名刺・封筒・コピー用紙・はがき・トイレトペーパーやラップの芯など) ※ガムテープは使用せずに、ひもでしばり束ねて出してください。
	再生ごみ	金物 小型家電 硬質プラスチック (紫色)	第2火曜日	●金物 (なべ・フライパン・他の製品から分別した金属類など金属全般) ●小型家電 (指定袋に入る程度の小型家庭電気製品) ●携帯電話●リモコン (電池は取り除く) ※小型家電のコードは、根元から切断して入れてください。 ※家電4品目とパソコンを除く。(下欄参照) ●硬質プラスチック (バケツ・洗面器・ごみ箱・CD・DVDなど硬い材質のプラスチック製品で鉄・ゴム・紙は取り除く) ※CDやDVDはケースから出し、表紙などの紙を取り除いてから出してください。
	有害ごみ	かん電池 (オレンジ色)	A・B地区 第2木曜日 C・D地区 第4木曜日	●かん電池・ボタン電池など●水銀体温計・温度計●電球●補助球 ※透明なビニール袋でも使用可 (横15cm×縦25cm程度)
		蛍光灯		●環形 (丸い輪) ・直管形 (棒状) ・球形の蛍光灯 ※ガムテープは使用せずに、ひもでしばるか、製品の箱を利用するなどして出してください。
不燃ごみ	もやせないごみ (赤色)	第2・5木曜日	●ガラス類●陶磁器類●分解できない品物 (カミソリなど) ●アルミ箔 ●上記に分類できないもの ※材質などが不明な場合は、クリーン推進課へお問い合わせください。	
	粗大ごみ	直接搬入 (無料) ※ごみの発生場所を確認するため、運転免許証や健康保険証など公的な証明を提示していただきます。 戸別収集 (有料) ※粗大ごみの収集日は、ごみ収集カレンダーに掲載してあります。	●指定袋に入るごみは、分別し袋に入れて搬入してください。 搬入時間 月曜日～金曜日：午前9時～正午、午後1時～4時30分 土曜日：午前9時～正午 ①クリーン推進課へ収集の予約をする。(1回の収集につき3個まで) ※予約の締め切りは、収集日10日前までです。 受付時間：月曜日～金曜日 (土・日・祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時30分 ②「粗大ごみ処理券A券」を購入する。 ※1個につき、粗大ごみ処理券1枚が必要です。 ③粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼り、自宅の駐車場など収集車に積み込みやすい場所に運んでおく。 ※引越などで大量の粗大ごみが出る場合は、クリーン推進課へお問い合わせください。 ※指定ごみ袋に入り、ごみ収集場所に出せるごみは除きます。	
※市で収集・処理できないごみ		購入店や販売店に引取りを相談するか 専門の業者に処理を依頼してください。		
家電4品目	家電4品目については、自分で解体などせずに家電リサイクル法に基づいた適正なりサイクルをお願いします。 ① 買い換えをする小売店、または過去にその家電製品を購入した小売店に引き取りを依頼する。 ※リサイクル料金、収集・運搬料金が必要です。小売店へお問い合わせください。 ② 自分で指定引取場所へ直接持ち込む。※家電リサイクル券が必要です。 ・「(株)エコマイン」 富里市十倉604番地5 ☎0476-94-0050 ・「日本通運(株)千葉東支店」 佐倉市大作1丁目8番地7 ☎498-0856 ③ ①または②ができない場合は、クリーン推進課に戸別収集を依頼する。 ※他の粗大ごみとあわせて3個までです。クリーン推進課へ収集日の予約をする。収集日は粗大ごみ (戸別収集) の日程と同じです。 ※家電リサイクル券の他に粗大ごみ処理券A券とB券が必要です。環境課かクリーン推進課で購入してください。 ※家電リサイクル券は、郵便局で発券しています。			
家庭用パソコン	製造メーカーに直接申し込んでください。自分で組み立てたものなどメーカーが不明の場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会へお問い合わせください。 ☎03-5282-7685			

☎クリーン推進課 443-6937